

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解契約の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた自主的避難等対象者の精神的苦痛及び生活費の増加費用（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」第2〔損害項目〕（指針）I）②記載の損害）

期 間 本件事故発生当初の時期

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、それぞれ金80,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名又は記名・押印の上、申立人X1が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月24日

（仲介委員長 桑野雄一郎、仲介委員 松本佐弥香）